



環 評 審 第 1 1 号
平成28年 7 月 27 日

沖縄県知事
翁 長 雄 志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 宮 城 邦 治



アワセ土地区画整理事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成28年 3 月 15 日 付け 沖縄県 諮問 環 第 52 号 で 諮問 の あつた みだし の こと に つい て、 別 添 の と お り 答 申 し ま す。



アワセ土地区画整理事業事後調査報告書に対する答申

1 赤土等による水の濁りについて

周辺河川の各調査地点における濁度測定値から換算算出したSS濃度について、平常時の調査結果を工事前調査結果と比較すると、平均値、最小値及び最大値の全てで事後調査結果が高い値となっている。降雨時の調査結果を工事前調査結果と比較した場合も、事後調査結果が高い値となっている地点がある。

工事前調査が手採水、工事中は連続観測の違いはあるとしても、事業の実施による影響が懸念される。

については、継続して行われる事後調査の結果やこれまでの調査結果をより詳細に整理・解析させるとともに、流域毎に濁水の主要発生源の状況を調査させるなど、事後調査結果が高い値となった原因の究明に努めさせ、その調査結果等に応じて必要な環境保全措置を講じさせること。

2 陸域植物について

(1) トウヌヤマ御嶽は、地域特有の文化財としての歴史が深く、貴重な自然植生が残存していることから、地域を代表する緑地として育む必要がある。については、自然植生を保全する管理手法が確立されるよう、管理主体である地域の自治会と連携させること。

(2) 本審査会が実施した現地調査において、ツルヒヨドリ及びアメリカハマグルマの生育を確認した。両種は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある「緊急対策外来種」として掲載されていることから、抜き取りによる駆除を行わせること。

3 陸域動物について

タウナギは、事業実施区域外の周辺地に生息適地が無いことから、生息環境とする調整池を創出するまでの間は飼育を行うとしてるが、その飼育個体は12個体から4個体に減少している。本審査会が実施した現地調査では、移動先としていた整備後の調整池には移動せず、他に生息適地が無いか調査しているとの説明があった。生存率からすると、飼育は順調でないことから、早急に移動先を調査させるとともに、飼育容器を泥底にすることを含め、専門家等に飼育方法の指導・助言を受けさせること。なお、移動に当たっては、複数の候補地の中からより適切な場所を選定させ、速やかに移動させること。

4 陸域生態系について

オキナワオオサワガニ等小動物の移動経路として設置された南部延伸線の道路下横断路（以下「横断路」という。）について、北側に位置する事業実施区域では南部延伸線に歩道が整備されており、そのまま南側にも歩道が整備された場合、横断路の機能が維持されるか懸念される。については、道路管理者である北中城村と横断路が保全されるよう調整させること。